

議案第 38 号

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について

飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 8 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

スポーツ施設におけるレクリエーション振興に伴う利用目的の拡充及び利用実態に合わせた休場期間の見直しに伴う改正

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

飛騨市スポーツ施設条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行							改正案														
第1条 略 (設置)							第1条 略 (設置)														
第2条 市はスポーツ振興と_____、市民等の健康増進、心身の健全な発達を図る_____ことを目的として、施設を設置する。							第2条 市はスポーツ及びレクリエーションの振興を図り、市民等の健康増進、心身の健全な発達に寄与する_____ことを目的として、施設を設置する。														
第3条・第4条 略							第3条・第4条 略														
第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定の手続きに関する条例（平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。							第5条 市長は、前条に規定する指定管理者を指定するときは、飛騨市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年飛騨市条例第272号）に基づき指定するものとする。														
第6条～第20条 略							第6条～第20条 略														
附則 略							附則 略														
別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）							別表（第3条、第6条、第7条、第13条、第17条関係）														
名称		位置		休場日	休場期間	使用時間	名称		位置		休場日	休場期間	使用時間	使用料							
飛騨市古川トレーニングセンター		飛騨市古川町沼町233番地1		無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市古川トレーニングセンター		飛騨市古川町沼町233番地1		無休	12月29日から翌年の1月3日まで	午前8時から午後10時まで	飛騨市使用料徴収条例（平成16年飛騨市条例第70号）による							
飛騨市古川町森林公園	運動場	飛騨市古川町信包733番地1				午前6時から午後10時まで	飛騨市古川町森林公園	運動場	飛騨市古川町信包733番地1				午前6時から午後10時まで	飛騨市古川町森林公園	運動場	飛騨市古川町信包733番地1				午前6時から午後10時まで	飛騨市古川町森林公園
	キャンプ場							キャンプ場							12月1日から翌年の3月31日まで						
	林間広場							林間広場													
テニスコート	テニスコート																				
サイクリングロード	サイクリングロード	起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川町上野77番地1先	12月1日から翌年の3月31日まで	12月1日から翌年の3月31日まで	規定なし	無料	サイクリングロード	サイクリングロード	起点 飛騨市古川町信包180番地先 終点 飛騨市古川町上野77番地1先	12月1日から翌年の3月31日まで		規定なし	無料								
飛騨市サン・スポーツランドふるかわの部～飛騨かわいスキー場の部 略							飛騨市サン・スポーツランドふるかわの部～飛騨かわいスキー場の部 略														

条例関係議案要旨

議案名	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
担当部	教育委員会事務局
提案理由	スポーツ施設におけるレクリエーション振興に伴う利用目的の拡充及び利用実態に合わせた休場期間の見直しに伴う改正
制定改廃の根拠等	市独自の改正
条例の概要	<p>【改正の趣旨及び内容】</p> <p>1. スポーツ施設の利用目的拡充</p> <p>冬季以外の飛騨かわいスキー場は、スポーツ振興のみならず、レクリエーションの振興としての利用も定着してきたことから、スポーツ施設の設置目的にレクリエーションの振興を明記するよう改正するもの。</p> <p style="text-align: right;">(第2条関係)</p> <p>2. スポーツ施設の休場期間の見直し</p> <p>古川町森林公園の運動場及びキャンプ場、林間広場、テニスコートについて、12月1日から翌年3月31日までの利用実績は、雪解けが早い年の運動場の利用のみであり、この期間は凍結防止のため同施設のトイレがすべて閉鎖し、利用者にとっては不便な状態となっていることから、利用実態に即した休場期間とするため、12月1日から翌年3月31日までの期間は、同施設を休場期間として改めるもの。</p> <p>なお、雪解けが早くトイレを含めた同施設の開場ができる場合は、本条例の規定により、臨時に開場することも可能である。</p> <p>この改正により、季節的スポーツ施設を除く屋外のスポーツ施設の休場期間はすべて12月1日から翌年3月31日までに統一される。</p> <p style="text-align: right;">(別表関係)</p>
市民への影響等	古川町森林公園等の施設については、以前より冬期間の利用が無く、また施設の臨時開場もできるため市民への影響はない。
施行日	令和6年4月1日
備考	